

海外療養費の案内

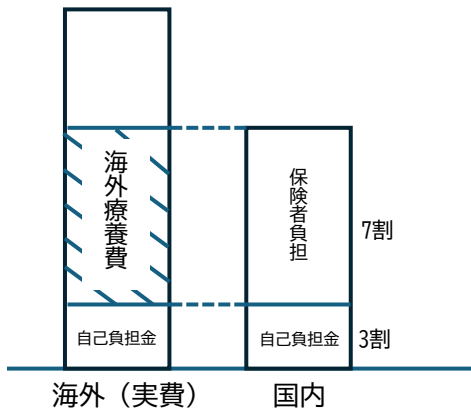
海外渡航中に突然のケガや病気でやむを得ず診療を受けた場合、帰国後に海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けることができます。支給対象となるのは、その治療が日本国内で保険診療として認められている医療行為に限ります。

△支給対象外となるものの例△

- ・ 治療目的で渡航した場合
- ・ 申請書（添付書類含む）に記載されていない傷病に対する診療・投薬
- ・ 人工授精などの不妊治療
- ・ 性転換手術
- ・ 自然分娩
- ・ 美容整形手術
- ・ 日本国内で保険診療とならない医療費、ベッド代等

支給金額の計算方法

現地での総医療費（差額ベッド代等の対象外費用を除く）と、その治療を日本国内の保険診療に置き換えた場合の医療費のいずれか低い額を基準に算定した保険者負担相当額（7割/8割）が支給金額となります。ただし、実際に現地で支払われた額を超えては支給されません。



※国内＜海外の場合の例

△注意点△

支給額が現地の支払額よりも大幅に少なくなる場合があります。

申請に必要な書類

- ①国民健康保険証、資格確認書、マイナンバーカードのいずれか
- ②国民健康保険 療養費支給申請書
- ③現地の医師が記入した診療内容明細書（FormA）
- ④現地の医師が記入した領収明細書（FormB）
- ⑤調査に関わる同意書
- ⑥海外療養費支給申請に係る確認書
- ⑦治療費を払った際の領収書（原本）
- ⑧診療を受けた方のパスポート等（出入国日が確認できるもの）
- ⑨印鑑（朱肉を使うもの）
- ⑩振込口座の確認ができるもの

治療を行った医師の名前、医療機関の電話番号、医療機関名については記入必須です。

※③、④、⑦については日本語に翻訳した文書を併せて提出

よくある質問

Q 1	海外からでも申請できますか？
A 1	海外からの申請はできません。必ず受診した本人が帰国してから申請してください。

Q 2	申請の期限はありますか？
A 2	申請できるのは、療養を受けた日（代金を支払った日）の翌日から 2年間 です。

Q 3	支給までどのくらいかかりますか？
A 3	申請受付後、現地の医療機関への照会を行う関係上、支給までに 4～6か月 かかります。（書類不備や不明な点があった場合にはさらにお時間をいただきます。）

Q 4	明細書や翻訳の発行にかかった手数料は支給対象になりますか？
A 4	対象となりません。（全額自己負担）

Q 5	民間の保険からお金が支給された場合にも申請できますか？
A 5	申請可能です。（キャッシュレスメディカルサービスの場合も含む）

審査に当たっては現地医療機関への照会を含め厳密に調査を行います。当該調査において不正な請求であると判断された場合には、警察への告訴・通報等必要な措置を講じます。

★申請場所★

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28 江東区役所（2階6番）
医療保険課 保険給付係 TEL：03-3647-3168